

# 七尾中学校部活動規定

## 1 基本方針

### (1) 入部・転部

- 原則としてすべての生徒が、文化的・体育的な部に所属することが望ましい。
  - 入部は、年度更新制とし、入部届をもって入部を認める。
  - 年度途中の転部は、退部届、続いて入部届をもって、転部を認める。
- (2) 生徒の自主的・主体的な態度を育てる。
- (3) 入賞のみにとらわれず、生徒相互や生徒と教師間の人間的なふれあいを深めながら心身の調和的発達、個性の理解と伸長、社会性の育成を目的として活動をすすめる。

## 2 活動について

### (1) 入部・転部

- 原則3年間続けて活動することが望ましい。
- 転部する場合は、必ず担任、旧顧問と新顧問に退部・入部届を提出する。
- 原則として、1年生は4月中の指定日まで仮入部とし、部活集会後から正式入部とする。
- 原則として、引退した3年生は勉学に励み、進路を切りひらくことができるようにし、部活動は行わない。
- 引退後も、上級学校で必ず部活動を行うことを決めている生徒は顧問と担任の許可を得て、後輩の活動の迷惑にならない様に参加する。
- 文化部の引退時期は、原則文化祭終了時であるが、3年生の1学期終了段階で、引退するかどうかを選択することができる。但し、入部する時に3年間文化祭での発表を活動計画に入れているということを検討し、上記のように、原則3年間続けて活動できるようにする。
- 引退後に生活リズムが乱れないように、学校のルール等をしっかりと守り、節度ある生活を送る。

### (2) 活動時間（原則）

[夏時間]	3月～ 9月	17:45まで活動	18:00完全下校
[移行期]	10月	, 2月	17:15まで活動 17:30完全下校
[冬時間]	1月, 11月～12月	17:00まで活動	17:15完全下校

- \*原則として、毎週水曜日は部活動休養日とする。
- \*中体連主催大会やその他の各種大会・コンクール等の1週間前から30分間延長できる。教頭、部活動担当に報告し、職朝プリント・ホワイトボードに記載する。活動の際は、部員全員の下校・施錠を確認する。
- \*10月の新人大会前について、運動部の下校時間を18:00とする。ただし、それ以上の延長は認めない。
- \*文化部は文化祭の一週間前から30分間延長できる。
- \*バス通学生の時間を考慮して活動する。

### (3) 土曜・日曜日・祝祭日の活動について

- 原則として顧問がついていれば活動できるが、週休日（土・日・祝祭日）は1日以上休養日を入れる。
- 顧問は、活動終了後生徒が下校するまで見届け、活動施設の施錠を確認する。

### (4) 試験週間中の活動

- 中間テスト、期末テスト前の1週間は、学習優先の期間とし、部活動は停止とする。（ただし、大会前等については、管理職の承諾のもと活動する。）

(5) 朝の練習について

- 始業前の朝の時間帯の練習（朝の練習）は原則実施しない。
- 中体連主催大会や広島県吹奏楽連盟主催コンクールの1ヶ月前で、部活動顧問から申し出があった場合、事前に保護者の理解を得て、校長の許可を得た部活動のみ活動できる。
- 事前に練習計画を提出し、7：30～8：00の間に活動できる。  
7：20より前に登校しない。8：15までには、教室に入る。

(6) その他

- 活動中の服装は、顧問の指導のもと、部活動にふさわしい服装とする。
- 部室の清掃、片付け、戸締りは各部で責任をもって行う。
- 部室を使用する際は、職員室で許可を取り使用する。
- 部活動の時間以外の部室の使用を禁止する。
- カギの保管は厳重に行い、使用後は必ず部の代表者が職員室に返却する。
- 部室はきちんと整理整頓し、部活動用具以外の物は置かない。
- スポーツバッグについては、部活動顧問が必要と認めた部のみ使用を許可する。  
ただし、練習試合などで顧問が許可した場合は使用できる。
- ドリンクの持参について、垂れたしずくによる体育館での転倒事故防止の観点から原則水筒を持参することとするが、次のルールを守る場合においてはペットボトルの使用を許可する。(平成27年度生徒総会より協議決定)

<ペットボトル使用時のルール>

1. 登下校時に買ったり、捨てたりしない。
2. ラベルを剥がして持ってくる。
3. 学校のごみ箱に捨てずに、各自で持って帰る。
4. 本体とキャップには他人が見ても分かりやすいように名前を書く。
5. ペットボトルホルダーを必ずつけ、ホルダーからは出さない。
6. 体育館、柔剣道場でも使用可。(ホルダーをしているため)
7. 凍らせて持っていて良いが、壁や机などに叩きつけたり、氷を口に含ませて授業中に食べたりしない。

3 活動中の教職員の体制について

- 職員会議や諸会議等で部活動の指導ができない場合は、生徒の健康や安全を考慮し、グラウンド・体育館・武道場に各1名の教職員をつけるように配慮する。

4 その他

(1) 部活動の廃止・休部

- 部員、活動場所、設備、顧問など検討して決定する。

(2) 部活動停止

- 生徒指導上問題とみなされる行為が発生した場合は、生徒指導部で検討し部活動停止を決定する。

(3) 部活動部長会

- 生徒による自主的な運営と、よりよい集団づくりをすすめるために、毎月1～2回程度、部活動担当者が召集し、協議していく。

(4) 学校外のスポーツ少年団や文化活動の団体等に所属し、その活動に専念する等の理由がある場合、その他特別な事情がある場合は、必ずしも部活動に入部しなければならないわけではない。校外のスポーツ少年団や文化活動の団体に所属し、活動を行う場合も、七尾中学校の生徒であるという自覚を持って、校外生活のルールを守る。